

緊急要望書

八千代市長
服部友則様

2020年4月21日
日本共産党八千代市議団

新型コロナウイルスの感染拡大によって緊急事態宣言が全国に発令されました。長引く自粛要請により暮らしの不安を訴える市民の声がさらに大きくなっています。

先日、八千代市・鎌ヶ谷市・習志野市の3市で千葉県知事に、感染拡大防止のために「PCR検査の実施及び検査の推進に向けた要望書」が提出され、医療崩壊を阻止するために力を尽くしていただいていることに感謝いたします。

さて千葉県内では、千葉市をはじめ市川市、野田市で独自の経済支援策や暮らし応援の支援策を打ち出しています。八千代市でも早急に取り組んでいただきたいと以下要望致します。

さらに、野田市では市営駐輪場の使用料還付を決定したり、市内飲食店のデリバリーサービスの店舗一覧を公表、また自宅でできる体操の動画をホームページに載せたり高齢者に案内するなど、予算がほとんどかからない取り組みなども行っています。

八千代市も市民のために思い切った取り組みを緊急に要望致します。

要望内容

1. 医療崩壊を防ぐためにも医師会と連携してドライブスルー方式等によるPCR検査の実施を早急に対応できるよう再度県へ強く要望して下さい。
2. 新型コロナウイルスの感染拡大による経営・生活支援緊急相談窓口の拡大と国や県からの公的情報を迅速に公表して下さい。
 - ・個人のくらしの相談や事業者の相談などの窓口を広げること。
 - ・社会福祉協議会の電話相談も相談が殺到しています。職員支援を行うこと。
 - ・インターネットを利用できない高齢者や市民にも情報が届くように徹底すること。
3. 休業補償へ市の独自支援を進めて下さい。
 - ・県内では市川市が住民税に相当する支援、中小業者・個人事業主への給付金の支援を発表しました。その財源は野球場の整備見直しなどを行うとしています。八千代市も庁舎整備基金や財政調整基金などを活用して検討を進めること。
4. 国保・介護・後期高齢者医療への対策強化を進めて下さい。
 - ・自粛要請などにより収入が著しく減少した被保険者について、国民健康保険法第77条及び高齢者の医療確保に関する法律第111条並びに介護保険法第142条に定める「特

別な理由のある者」とみなし、保険料の徴収猶予を行うことや減免措置をも可能とすること。

- ・新型コロナウイルスの感染、または自宅療養を行った場合に、国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当の取り扱いが行えるようにすること。
- ・確実に実施できるように国や県から財政支援の拡充を求めること。

5. 保育園・学童保育の登園自粛に伴い自宅にて保育している家庭について保育料の返還をして下さい。

- ・4月は休園要請を行っているため日割りではなく1ヶ月分の返還を行うこと。
- ・日割りについては3月に遡って返還すること。

6. 就学援助助成金の支給は5月以降の申請でも今年に限り、4月に遡って対応すること。

7. 市内事業者への融資の促進と雇用調整助成基金の活用・申請の手助けをして下さい。

- ・制度の周知徹底により市内業者やそこで働く方々への支援を広げること。
- ・雇用調整助成金の国負担を10分の10にするように求めること。

以上